

令和2年11月第9回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和2年11月25日第9回亶理町議会臨時会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 祥 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 提出議案の説明

日程第 4 議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第80号 亶理町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議発第 2号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番 鈴木高行議員から遅刻の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、13番 澤井俊一議員、14番 佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、議案2件が提出されております。

次に、議員提出議案についてであります。議員から、議案1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 令和2年第9回亙理町議会臨時会の議案説明をさせていただきます。

本日、第9回亙理町議会臨時会の開会に当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議案第79号「亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和2年10月7日付の職員の給与の改定に関する人事院勧告に鑑み、一般

職の職員の期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正するものがあります。

議案第80号「亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職に対する人事院勧告はなされていないものの、一般職の職員の期末手当が減額となることから、特別職においても、その支給割合に準じた引下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 町長提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第4、議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書及び新旧対照表のそれぞれ1ページをお開き願います。

初めに、議案書1ページになります。

第1条及び第2条において、それぞれ亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、令和2年10月7日付の人事院勧告を踏まえ、本町職員の期末手当の支給割合を引き下げするため、給与に関する条例の一部を改正するものであります。

今回の人事院勧告につきましては、月例給に先行して特別給、いわゆるボーナスについてのみ10月7日に勧告されました。

特別給につきましては、民間の支給割合が4.46月に対し、公務員の支給割合が4.50月と0.04月分上回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため0.05月分を引下げ、年間4.45月として今回期末手当の支給月数に反映する内容となっております。

なお、月例給につきましては、民間給与との較差が極めて小さいことから、改定は行わず据置きとすることを10月28日、国会及び内閣に報告されております。

説明につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係につきましては、先ほど説明のとおり、本年12月の期末手当割合を、第16条第2項及び第3項中のとおり、「100分の130」を100分の5引き下げまして「100分の125」として、本年の期末手当支給月数を2.6月から2.55月とするものでございます。

次に、新旧対照表2ページをお開き願います。

第2条関係になりますが、第16条第2項及び第3項中、「100分の125」を「100分の127.5」へ改めまして、令和3年度以降の6月と12月の期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月として年間月数を2.55月とするものでございます。

議案書の1ページに戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第80号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第80号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第80号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は2ページ、新旧対照表は3ページからとなります。

初めに、議案書2ページをご覧ください。

第1条及び第2条において、それぞれ亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の人事院勧告につきましては、先ほどご説明しましたように、一般職の特別給のみの勧告となっており、特別職の職員の給与に関する勧告は行われておりませんが、今回、一般職に準じた期末手当の支給割合を引き下げる内容となっております。

それでは、新旧対照表にてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

第1条関係につきましては、一般職同様、期末手当の率を第4条第2項のとおり、本年12月支給分について「100分の170」を100分の5引き下げまして「100分の165」として、年間月数を3.4月から3.35月とするものでございます。

次に、新旧対照表4ページになります。

第2条関係につきましても、一般職同様に第4条第2項において「100分の165」を「100分の167.5」として、令和3年度以降の6月、12月の期末手当の支給月数をそれぞれ1.675月とするものでございます。

議案書の2ページに戻ります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議発第 2号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議発第2号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者の趣旨説明を求めます。佐藤邦彦議員、登壇。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、議発第2号をご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院勧告に基づきまして、期末手当の公民較差を埋めるための改正を行うものであります。

提出者、亶理町議会議員佐藤邦彦。賛成者、亶理町議会議員結城喜和、同じく大槻和弘、同じく木村 満、同じく森 義洋、同じく澤井俊一、同じく熊田芳子。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出を行うものです。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間企業の支給割合との均衡を図るため、令和2年10月7日付で人事院勧告がありました。

議員に対する人事院勧告はなされていないものの、期末手当に関し人事院勧告に準拠し、年間で0.05月分引き下げるものであり、令和2年度分は令和2年12月期の期末手当の割合を0.05月分引き下げ、また、令和3年度以降分については、0.05月分引き下げた年間の支給割合3.35月分を6月期及び12月期の期末手当に均等に分ける措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次ページをお開きください。議案書になります。

第1条関係でございます。亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正します。第5条第3項中「100分の170」を「100分の160」に改めます。

第2条関係、亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正いたします。第5条第3項中「100分の165」を「100分の167.5」に改めます。

新旧対照表をお開きください。

まず、第1条関係でございます。第5条、現行、「期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の170とする」を改正後、「期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の165とする」とするものであります。

続きまして、第2条関係、4ページでございます。これも現行については「期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の165とする」を改正後「期末手当基礎額に乗ずる割合は100分の167.5とする」とするものであります。

議案書に戻りまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和2年11月第9回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 佐藤 實

署名議員 澤井 俊一

署名議員 佐藤 正司